

## 【 予告 】 業務説明会の開催について

2017年6月から7月頃にかけて、全国数か所で**コンクリートの大臣認定に関する業務説明会** (参加費無料) の開催を検討しています。日程や会場などの詳細が決まりましたら、メールマガジンでお知らせします。

## 【 ご紹介 】 TV会議システムについて

**本部** (大阪府吹田市)、**大阪事務所** (大阪府大阪市)、**東京事務所** (東京都港区新橋) の3拠点を繋いで打合せ等ができるTV会議システムをご利用頂けます ( **事前検討会 (東京)** の際にも、TV会議システムを使用することがあります )。

**大阪事務所** や **東京事務所** での打合せについては、これまでどおり対応させていただきますが、その他にも **東京事務所** ではTV会議による打合せも対応可能です。

TV会議システムの利用をご検討される場合、まずは性能評価課の担当者までご連絡ください。



大阪事務所と東京事務所での打合せでTV会議システムを利用した状況 (一例)

### TV会議システムを利用するメリット

✓ 急遽、打合せを行わなければならないような状況になっても・・・

▷ 大阪事務所までお越し頂く必要がなくなるため、より多くの候補日から打合せ日を設定することができ、時間や経費を削減できます。



## 〔トピックス〕 建築物の構造関係技術基準解説書におけるコンクリートの取扱い

これまでに『2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書』(通称:黄色本)の中で指定建築材料の一つであるコンクリートの取扱いについて主に6項目(右記)が記載されていることを紹介し、前号までに①と②について説明しました。今回は、③について説明します。

### ③ JIS A 5308の「7.4 混和材料」に該当する材料について

JIS A 5308では、JISにおいて製品規格として品質が定められている混和材料(7.4 a)と、それ以外の混和材料(7.4 b)が規定されています。なお、JIS A 0203(コンクリート用語)では、混和材料を、『セメント、水及び骨材以外の材料で、コンクリートなどに特別の性質を与えるために、打込みを行う前までに必要に応じて加える材料。』と定義しています。

### 主な記載項目

- ① JIS A 5308に適合するコンクリートと、認証指針に基づいて JIS A 5308の認証を受けたコンクリートとの違いについて
- ② JIS A 5308に適合するコンクリートを使用する場合のポイント
- ③ JIS A 5308の「7.4 混和材料」に該当する材料について
- ④ JIS A 5308の規定に明示的には含まれない種類の材料を使用する場合の留意点
- ⑤ 建築基準法第37条が適用されないプレキャストコンクリート部材に対する民間の第三者機関による品質保証制度について
- ⑥ 関連するJIS規格等が改正された場合の考え方について

### JIS A 5308:2014 7.4 混和材料で規定されている混和材料<sup>注)</sup>

#### 7.4 a) に該当する材料

フライアッシュ、膨張材、化学混和剤、防せい剤、高炉スラグ微粉末及びシリカフュームで、それぞれ次の規格に適合するもの。

- 1) JIS A 6201 コンクリート用フライアッシュ
- 2) JIS A 6202 コンクリート用膨張材
- 3) JIS A 6204 コンクリート用化学混和剤
- 4) JIS A 6205 鉄筋コンクリート用防せい剤
- 5) JIS A 6206 コンクリート用高炉スラグ微粉末
- 6) JIS A 6207 コンクリート用シリカフューム

#### 7.4 b) に該当する材料

JIS A 5308:2014 7.4 b)では、「a)以外の混和材料を使用する場合は、コンクリート及び鋼材に有害な影響を及ぼさず、所定の品質及びその安定性が確かめられたもののうち、購入者が生産者と協議のうえ指定するものを用いなければならない。」と規定している。

JIS A 5308で規定されているコンクリートの基本的な性能や品質に加え、さらに施工性や硬化後の諸特性を改善、高めること等を目的に使用される材料といえる(収縮低減剤や水中不分離性混和剤など)。

なお、7.4 b)に該当すると考えられる混和材料を用いる場合、製造業者および施工業者は、これらの混和材料の使用によるコンクリートの性能及び品質への影響を的確かつ客観的に示す資料<sup>注)</sup>を準備し、中間検査時等までにはそれらの資料を建築主事等に提示して指定建築材料としての品質に適合していることの確認を得ておくとい。

注) JIS A 5308:2014 7.4 b)に該当すると考えられる混和材料を用いる場合でも、建築基準法施行令第72条(コンクリートの材料)や同施行令第74条(コンクリートの強度)など、建築基準法施行令第3章第6節(鉄筋コンクリート造)の規定が適用されます。



## 【 雛形 】生コン工場単独申請 最新版

2017年1月現在、別添等の雛形の最新版は、**ver. 11.1** です。申請をお考えの方は、本バージョンをご活用ください。お手元にお持ちでない方は、ご連絡いただければ対応させていただきます。

## JIS規格の制定および改正

2016年10月から2017年1月の間に、制定または改正、追補が発行されたJIS A 5308に関連する主なJIS規格。

**改正** JIS A 6207 コンクリート用シリカフェューム

**追補** JIS R 5214 エコセメント

## 【 認定情報 】大臣認定期間・大臣認定申請方法

2017年1月現在、国交省へ大臣認定を申請してから **約2ヶ月後**には認定書が交付されております。なお、国交省への大臣認定の申請では、『自社申請』または『GBRCによる代理申請』を選択できます。

### 自社申請 注1)

申請者様が自ら申請を行います。『国交省へ直接持ち込み、対面により受け付けてもらう方法』に加え、『郵送による申請書類の提出』も新たに選択できるようになりました。郵送による申請書類の提出をご検討される場合、まずはGBRCへお問合せ下さい。

注1)：郵送による申請書類の提出では、申請書類の内容について確認する必要がある場合、国交省担当者が申請者へ電話等による連絡をとることがあります。

### 代理申請 注2)

申請者に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明、申請後の国交省からの問合せ等に適切に対応します。

注2)：交通費等負担金として、1件あたり1万5千円を申し受けます。



## 【 性能評価委員会 】スケジュール

2017年2月および同年3月の開催日程（予定日）は、下表のとおりです（GBRCのホームページでもご確認頂けます）。

	2月	3月	4月以降
事前検討会（大阪） <small>注1) 注2)</small>	14日	14日	調整中です <small>注4)</small>
事前検討会（東京） <small>注1) 注2)</small>	23日	16日	調整中です <small>注4)</small>
承認委員会（大阪） <small>注3)</small>	27日	27日	調整中です <small>注4)</small>

注1) 2016年11月から、これまでの『事前検討委員会』に代わり、『事前検討会』へ名称が変更されました。なお、確認内容等については、これまでと同じです。また、これまでと同様に、大阪または東京のどちらかでご出席下さい。

注2) **TV会議システム**を使用する場合があります。

注3) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。

注4) 各月1回の開催を予定しておりますが、開催日は未定です。開催日が確定しましたら、GBRCのホームページにある「各種委員会のご紹介(開催日程)」でお知らせいたします。

## 【 編集後記（津平） 】

あけましておめでとうございます。皆様は年末年始、どのようにお過ごしになられたでしょうか？ 今回の年末年始は期間が短かったため、例年に比べるとあまり休んだ気になっておられない方も多いかと存じます。私は、ずっと引き延ばしていた家の大掃除と年賀状の投函などを大晦日までになんとか済ませ、年明け後は、家族と初詣や初買いに行くなど、とても慌ただしい年末年始となりました。本年も皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、今年もGBRCをよろしくお願ひ申し上げます。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所  
建築確認評定センター 性能評定課

担当者：坂本、津平、安田

連絡先：TEL 06(6966)7600

FAX 06(6966)7680

E-mail：[seinou3@gbrc.or.jp](mailto:seinou3@gbrc.or.jp)